

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
◇規 則 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正
鳥取県恩給給与細則の一部改正

規 則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則

行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号。以下「施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二 第六条、第七条、第十四条又は第十七条の規定により恩給請求書に退職年金証書又は遺族年金証書を添付することとなる場合には、これらの写をもつてかえることができる。

第三十七条第一項ただし書を次のように改める。

但し、一月に支給することとなっている恩給は、これを受けようとする者の請求があるときは、その前年の十二月においてもこれを支給することができる。

第三十七条第二項中「前項」を「第一項」に、「一月」を「十二月又は一月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する支給期月に支給しなければならなかつた恩給又は恩給を受ける権利が消滅した場合若しくは恩給の支給を廃止された場合におけるその期の恩給は、前項の規定にかかわらず、支給期月でない時期に

